



## 退職代行とは？！

### ●そもそも退職代行とは…

労働者本人に代わって、第三者(退職代行を行う者)が、会社に対して退職の意思を伝えるサービスのことをいいます。

本来であれば、自ら会社に伝えて退職になります。しかし、退職の意思を伝えたとしても簡単には退職ができない場合、嫌がらせを受ける場合、自ら退職の意思表示を伝えられない場合等に、利用されるサービスです。昨今、退職代行の利用が急増しています。

### ●退職代行を提供する母体は…

(1)弁護士 (2)労働組合 (3)民間業者

### ●退職代行の法的問題点

#### 【弁護士法第72条】

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

法律事務とは・・・法律上の効果を生じ、変更する事項の処理や、法律上の効果を保全、明確化する事項の処理

退職代行者が、会社に対し、従業員に代わって、退職の意思を伝えることは、法律効果を発生させることとなります。退職代行者の行為によって、意思表示が会社に到達するためです。そのため、従業員の意思を会社に伝えることは、「法律事務」にあたる可能性が相当程度あるとされています。

### ●退職代行を提供する母体による退職代行行為の違いは…

#### (1)弁護士

【根拠】 弁護士法第72条

【行うことができる事】 ・退職連絡の代行

- ・退職代行の代理権(退職届作成、退職日の交渉等)
- ・有給休暇消化、未払い賃金、残業代などの交渉
- ・法律トラブル(ハラスメントの慰謝料等)



#### (2)労働組合

【根拠】 日本国憲法第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。  
⇒労働組合は、団体交渉権を用いて、会社との交渉が許可されています。

【利用するため条件】 労働組合に加入して組合員としての資格を得ることが必要です。

その上で組合費を支払えば、退職代行サービスを受けることが可能となります。  
(手続きが終われば、組合から脱退することも可能です。)

【行うことができる事】 ・退職連絡の代行

- ・退職代行の代理権(退職日の交渉)
- ・有給休暇消化、未払い賃金、残業代などの交渉

【行うことができない事】 ・退職代行の代理権(退職届作成)

- ・法律トラブル(ハラスメントの慰謝料等)

### (3)民間業者

【根拠】 法的な位置付けは「使用者」

使用者とは…意思表示や事務連絡を伝達するのみで、意思決定や交渉は出来ません。

→弁護士法第72条に違反するような退職代行の契約は無効であり、退職代行を行う権限は認められないため、会社は退職代行自体に応じる必要はありません。

【行うことができる事】 そもそも、弁護士法第72条の解釈次第では、出来ません。

- ・退職連絡の代行(使者)

【行うことができない事】 ・退職代行の代理権(退職届作成、退職日の交渉等)

- ・有給休暇消化、未払い賃金、残業代などの交渉
- ・法律トラブル(ハラスメントの慰謝料等)

【注意点】 ・退職代行業者から届いた退職意思についての連絡が、本当に労働者本人の意思が反映されたものであるか否かの確認が必要です。(本人自筆の退職手当が提出された場合や退職代行業者への委任状が示されていない場合)

・直接労働者本人への連絡をしないよう求めてきても、その要請に法的拘束力はありません。(会社から直接本人に連絡を取っても問題はありません。)

退職代行の利用が、増加しています。代行を行う者によって、請求することが出来る内容は異なります。労働者は、料金を支払い、代行業者に依頼をしています。金額の相場は、民間業者が1万～3万円、労働組合が2万～3万円、弁護士が5万円程度です。その為、弁護士法に抵触する恐れのある安価な民間業者の利用が多いです。そもそも、自ら退職の意思を伝えることで、通常は退職出来ます。また、退職代行を用いる事で、労働者にリスクやデメリットがあることも認識して欲しいものです。

### お知らせ

《筆者：鍋島明子》

◇マイナンバーカードを保険証として使うためには、  
初回利用時のみ申込手続きが必要です。

手続き方法は、3通りあります。

- ①パソコン、スマートフォンで申し込む
- ②医療機関、薬局にある顔認証付きカードリーダーで申し込む
- ③セブン銀行のATMで申し込む

◇令和6年6月から、所得税、住民税の「定額減税」が実施されています。

1. 定額減税対象者の要件

- 令和6年分所得税の納税者である居住者
- 令和6年の所得税に係る合計所得金額が、1,805万円以下

2. 定額減税額

- ①本人(居住者に限る)  
..... 所得税 30,000円、住民税 10,000円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限る)  
..... 1人につき 所得税 30,000円、住民税 10,000円

◇労働保険の年度更新について

申告納付は、6月1日から7月10日です。

賃金台帳と工事台帳(建設事業のみ)をもとに手続きを行いますので、ご協力をお願い致します。

◇算定基礎届について

4月5月6月に支払われた給与をもとに、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを行います。賃金台帳、勤怠の確認が必要となりますので、ご協力をお願い致します。



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

